申 込 書 別 紙

診療報酬債権等を担保とする場合

施設名：

該当するものを囲んでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 診療報酬等 | 医科診療   * 一般 * 療養（医療型） * 精神等 | 歯科診療 | 介護保険   * 介護老人保健施設 * 療養（介護型） * 訪問看護 * 訪問リハ * 訪問介護 * 訪問入浴介護 * 居宅療養管理指導 * 通所リハ * 通所介護 * 認知症対応型共同生活介護 * 特定施設入所者生活介護 * 短期入所療養介護 * 短期入所生活介護 * 福祉用具貸与 * 居宅介護支援 |

（注1）

* + - 診療報酬債権等を担保提供する場合は、債務者（借入者）と独立行政法人福祉医療機構とが、診療報酬債権等取立権限留保型債権譲渡契約を締結します。
    - また、当該債権譲渡に関し、対抗要件の具備が不可欠のため、各都道府県の国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金（第三債務者）に対し、配達証明付内容証明郵便にて債権譲渡通知書を送付させていただきます。
    - なお、当機構に債権譲渡する以前に、他の債権者に対抗要件を具備した債権譲渡（国保連等に対する譲渡通知、東京法務局中野出張所での債権譲渡登記）を行っている場合は、診療報酬債権等を担保として融資を行うことができません。

（注2）特定健診・特定保健指導に係る債権を担保として融資を行うことはできません。